

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
4月12日
(金曜日)

目次

告示	一
道路の区域の変更(道路整備課)	一
公告	一
家畜商講習会の開催(企画流通課)	一
土地改良区役員(届出)(農村整備課)	二
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	二
選管告示	二
政治団体の名称等	三
政治団体の異動事項	三
解散等に係る政治団体の名称等	四
政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受ける政治団体の名称等	四
資金管理団体の異動事項	五
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があつた資金管理団体の名称等	五
公安委告示	五
技能検定員審査の実施	五
教習指導員審査の実施	八

山口県告示第百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。



その関係図面は、平成二十五年四月十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年四月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

道路の種類 県道
路線名 山口宇部線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
宇部市大字小串字沖ノ山一九七八の一五地先	最狭 七三・六〇	最狭 七三・六〇		四〇・〇	



(一〇八) 家畜商講習会の開催

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

平成二十五年四月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 講習の対象となる者
- 二 講習の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者
- 三 講習会の日時及び場所
- 四 講習の科目及び時間

科	目	時	間

家畜の取引に関する法令	四
家畜の品種及び特徴	四
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	六

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書に家畜商講習会受講手数料三千四百七十円に相当する山口県収入証紙及び写真(縦三・五センチメートル、横二・五センチメートル)とし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)を貼って、県内に居住する者にあつてはその者の住所を管轄する農林事務所の畜産部に、県外に居住する者にあつては山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県農林水産部企画流通課に提出すること。

五 受講願書の提出期限

平成二十五年五月十五日(水曜日)

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部企画流通課(電話〇八三―九三三―三三九五)又は最寄りの農林事務所の畜産部にすること。

(二〇九) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十五年四月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 就任した役員
 - 土地改良区の名 柳井市土地改良区
 - 理事の別 理事の別 氏名 住 所
 - 理事の別 氏名 住 所
 - 理事の別 氏名 住 所
- 二 退任した役員
 - 土地改良区の名 柳井市土地改良区
 - 理事の別 理事の別 氏名 住 所
 - 理事の別 氏名 住 所
 - 理事の別 氏名 住 所

柳井市土地改良区 理事の別 氏名 住 所
 理事の別 氏名 住 所
 理事の別 氏名 住 所
 柳井市土地改良区 理事 江東 五月 柳井市日積四一〇九 所

(二一〇) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十五年四月十二日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
山陽小野田市石井手一丁目及び掃山二丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山陽小野田市大字東高泊二番地の八
西村 勲



山口県選挙管理委員会告示第五十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年四月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村 正昭

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考(届出年月日)
大草ひろき後援会	河野 憲運	岡本 善克	長門市三隅下93301		平成25、3、27
たけだ新二後援会	角木 和夫	石本 俊彦	〃 〃 3672		〃 〃 18
森田哲弘後援会	尾崎 悟	森田 民雄	萩市大字下田万300302		〃 〃 〃

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者		その他の事項	備考(届出年月日)
				氏名	公職の種類		

かわい美和 子後援会	安田 永一	早稲田真弓 丁目35	周南市野上町2 丁目35	河井美和子	参議院議員 の第2号に添 る国会議員 関係政治団 体	平成25、 3、12
みんなの力 を集める会	白木 利典	山本 哲彦	岩国市川下町/ 丁目4番//号	平岡 秀夫	〃	〃 〃 28

山口県選挙権者調査委員会第五十五号

政治資金規正法第19条の第2号に添る国会議員関係政治団体
あつた政治団体の運動事項が 次のとおりである。

平成二十五年四月十一日

山口県選挙権者調査委員会 中 村 正 昭

政 治 団 体 の 名 称	異 動 事 項	異 動 内 容		備 考 (年 月 日)
		新	旧	
自由民主党秋芳支部	会計責任者	猪野 智和	中本 喜弘	平成25 3、19
愛幸会	〃	島津多恵子	中村剛太郎	〃 〃 14
阿部義美後援会	代 表 者	宇野 光代	藤本 博	〃 〃 19
江島きよし後援会	名 称	江島きよし後 援会	市民連合下関	
	代 表 者	國森 武徳	江島 潔	
	会計責任者	今井日出男	羽仁 香介	〃 〃 4
大田敏司後援会	事 務 所	山口市吉敷下 東4丁目//番 2号	下関市猿野町 7丁目//8番43 号	
	会計責任者	大田 仁美	河本 浩保	〃 〃 18
岡村元昭後援会	代 表 者	下井 洋美	前田 文樹	〃 〃 4
幸福実現党下関後援会	会計責任者	大場 茂樹	久志田敦子	〃 〃 14

幸福実現党防府後援会	〃	酒井 保	津田 修一	〃 〃 〃
幸福実現党山口県本部	事 務 所	山口市小郡新 町6丁目8番 2号	山口市小郡上 郷286の13	〃 〃 13
幸福実現党山口後援会	〃	〃	〃	〃 〃 〃
重枝尚治後援会	会計責任者	福江 昭晴	杉山 和男	〃 〃 28
	代 表 者	氏原 秀城	畑山 邦佳	
柴田としあき後援会	代 表 者	屋敷 拓生	岩本浩一郎	〃 〃 18
	会計責任者	島津 幸男	宇都宮陽一	
島津幸男後援会	代 表 者	島津 幸男	植木 孝	〃 〃 14
	会計責任者	島津多恵子		
晋作プロジェクト	〃	國本 宏治	田淵 雄三	〃 〃 26
	政治結社大日本興友会	〃	酒見 彰	〃 〃 29
徳並伍朗後援会	代 表 者	永田 卓郎	野尻 芳男	〃 〃 〃
	会計責任者	赤間 啓治	入江 榮	〃 〃 〃
猪野智和後援会	〃	猪野 和則	伊豆田正利	〃 〃 13
	新山玄雄後援会 (雄山会)	〃	新山 青蓮	〃 〃 27
はいおか香奈を育てる会	名 称	はいおか香奈 を育てる会	ハイオカ香奈 を育てる会	〃 〃 29
	会計責任者	田邊 浩二	内山 聡	〃 〃 6
萩・長門民社協会	代 表 者	藤村 竜二	青木 岩夫	〃 〃 12
	三原昭治後援会	会計責任者	吉村 清人	〃 〃 28
みらいの太陽やまぐち	事 務 所	周南市代々木 通2丁目12	周南市新町2 丁目17	〃 〃 14
	みらいの山口ネットワーク	〃	山口市湊場門 前2丁目5番 9号	〃 〃 〃

山口県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた離散選挙区に属する政治団体の名称並びに次のとおりである。

平成二十五年四月十一日

山口県選挙管理委員会 中 村 出 留

行重延昭後援会	代 表 者	行重 延昭	山野 清二	〃 〃 29
政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県衆議院支部	柳居 俊学	江本 正	大島郡周防大島町大字西方914の1	平成25、3、14
民主党山口県第3区総支部	中屋 大介	中屋 孝好	宇部市西樫返3丁目1番8号	〃 〃 6
阿部義美後援会	宇野 光代	宇野 光代	萩市大字明木775	平成23、3、31
阿波昌子後援会	福田 義隆	阿波 寛	長門市日置上5931の2	平成24、12、25
維新の会山口	高松 勇雄	高松 智子	周南市大字大島1728	平成25、3、6
今倉一勝を応援する会	今倉 一勝	津守 梅子	〃 〃 391の7	〃 〃 27
梶山きみのり後援会	住澤 孝彦	山尾 隆司	長門市東深川1858の1	平成24、12、31
木村博通後援会	酒井 均	木村 キミ	熊毛郡田布施町大字麻郷奥829	〃 〃 〃
国永美恵子後援会	岡本 功	丹 正子	〃 〃 大字宿井1359	〃 〃 〃
宏友会	西田 宏三	山下 恒夫	周南市大字湯野4341	〃 〃 20
このまちを変えたい市民フォーラム・長門	田村 哲郎	佐野 益宏	長門市西深川12038の2	平成25、2、28
杉山藤雄後援会	岡崎 文喜	松井 輝雄	大島郡周防大島町大字土居319	平成24、12、31
反田和夫後援会	反田 和夫	反田 テヤ	周南市都町1丁目61	〃 6、19

四

豊中俊行後援会	重岡 伸明	鈴木 龍也	岩国市由宇町南2丁目1番6号	平成19、11、30
西本敦夫を励ます会	吉田 博	郷祖 廣道	熊毛郡田布施町大字上田布施158の1	平成25、3、1
林泰行後援会	北山 邦興	林 昭男	防府市大字台道3450の1	〃 〃 25
平中政明後援会	藤野 裕	魏信 親信	山陽小野田市大字厚狭244の1	平成24、12、〃
藤田克弘後援会	渡辺 歳長	古谷 常義	萩市大井3421の3	〃 〃 31
藤本義弘後援会	藤本 義弘	藤本 光子	山口市吉敷佐畑3丁目12番22号	〃 〃 〃
古谷清子後援会	水野 良正	水野 良正	岩国市周東町上久原199の1	〃 〃 1
まつむら文彦後援会	松村 文彦	松村 文彦	熊毛郡田布施町大字麻郷奥508	平成25、3、25
みどりの未来ネット(山口)	橋本 嘉美	橋本 巖	宇部市大字船木574	平成24、12、31
安本貞敏後援会	安本 貞敏	安本 悦子	大島郡周防大島町大字西安下庄1523	〃 〃 〃

山口県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた離散選挙区に属する政治団体の名称並びに次のとおりである。

平成二十五年四月十一日

山口県選挙管理委員会 中 村 出 留

政治団体の名称	代表者の名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
河藤泰明後援会	河藤 泰明	河藤裕見子	熊毛郡平生町大字平生村1530の13
木下俊夫後援会	木下 俊夫	木下 俊夫	宇部市居能町1丁目5番25号
木村きよし後援会	西本 孝行	木村 浩	大島郡周防大島町大字横見86の2

久米慶典後援会	松田 一志	松田 一志	岩国市麻里布町7丁目7番9号
田中義一後援会	河野 秀治	田中 和子	下関市玉司本町4丁目6番40号
中山晋次後援会	中山 晋次	惣田 克彦	熊毛郡田布施町大字麻郷5330の1
原田洋介後援会	原田 洋介	原田富士人	防府市多々良2丁目5番39号
松野利夫後援会	松野 利夫	浜本 泰義	柳井市阿月1/35
本永勝昭後援会	常盤 定齋	山路 恒壽	山口市阿知須42430の12

山口県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十五年四月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

資金管理団体の届出事項を異動した者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動の事項	異動	内容	備考 (届年月日) 平成25、3、14
				新	旧	
島津 幸男	周南市議会議員	愛幸会	公職の種類	周南市議会議員	周南市長	

山口県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十五年四月十二日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

届出をした者の氏名	公職の種類	資金		管理団体の名称	代表者の氏名	備考 (資金管理団体でなくならなかった旨の届出年月日)
		名	称			
今倉 一勝	山口県議会議員	今倉一勝を応援する会	周南市大字大島391の7	今倉 一勝	平成25、3、27	
反田 和夫	周南市議会議員	反田和夫後援会	都町1丁目6/	反田 和夫	6	
高松 勇雄	〃	維新の会山口	大字大島1/28	高松 勇雄	〃	
西田 宏三	〃	宏友会	大字湯野4/24	西田 宏三	〃	
藤本 義弘	山口市議会議員	藤本義弘後援会	山口市古敷佐畑3丁目12番22号	藤本 義弘	〃	



山口県公安委員会告示第十五号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十五年四月十二日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 - 技能検定員審査（大型）及び技能検定員審査（中型）
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成二十五年五月十三日（月曜日）及び同月十四日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 - 平成二十五年四月二十二日（月曜日）から同月二十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 - 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車運転することができるとする運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万三千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千円
三 教則の内容となっている事項	一千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百五十円

備考

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十五年五月十四日(火曜日)及び同月十五日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十五年四月二十二日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができるとする運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万九千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員審査(普通)	一万九千六百五十円
二 審査の日時及び場所	
三 審査申請書の受付期間及び時間	
四 審査申請書の提出先	
五 提出書類	
六 運転免許証の提示	
七 審査手数料	

一	技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千七百五十円
二	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千四百円
三	教則の内容となっている事項	千八百五十円
四	自動車教習所に関する法令についての知識	千八百五十円
五	技能検定の実施に関する知識	二千円
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千九百五十円
備考	普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に一百円を減ずるものとする。	

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
- 技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自一）、技能検定員審査（普自一）及び技能検定員審査（牽引）
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十五年五月十六日（木曜日）及び同月十七日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
- 平成二十五年四月二十二日（月曜日）から同月二十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
- 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五	提出書類	
(一)	技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）	
(二)	規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面	
(三)	写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）	
六	運転免許証の提示	
七	審査手数料	
備考	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。	

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百円
三 教則の内容となっている事項	二千二百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千二百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千四百五十円

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十五年五月十七日（金曜日）午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十五年四月二十二日（月曜日）から同月二十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万八千八百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万八千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
審査細目	減ずる額

一 技能検定員として必要な自動車の運転技能 四千四百五十円

二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 七千八百円

三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識 三千五百円

四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識 二千七百円

備考

大型自動車第一種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第十六号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十五年四月十二日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査（大型）及び教習指導員審査（中型）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十五年五月二十日（月曜日）及び同月二十一日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十五年四月二十二日（月曜日）から同月二十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示する。)

七 審査手数料

一万五千元(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万五千元から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印を貼らなければならない。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千四百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千四百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百五十円

備考

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を

減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(普通)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十五年五月二十一日(火曜日)及び同月二十二日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十五年四月二十二日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)(に係る運転免許証を提示すること。)

七 審査手数料

一万千八百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千七百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

備考
普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十五年五月二十三日(木曜日)及び同月二十四日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十五年四月二十二日(月曜日)から同月二十六日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

- 七 審査手数料
九千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審 査 細 目	減 ず る 額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千五百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千五百円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

備考
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

とよめ。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十五年五月二十四日（金曜日）午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十五年四月二十二日（月曜日）から同月二十六日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項第一号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千八百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千九百円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けよつとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

平成二十五年四月十二日
印刷発行

発行所

山口県知事庁